

総合地球環境学研究所基盤研究部会議規則

令和 6 年 4 月 8 日制 定

規則第 20 号

令和 7 年 3 月 19 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所基盤研究部規則（令和 6 年 4 月 8 日制定規則第 5 号）第 10 条に規定する基盤研究部会議（以下「会議という。」）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる者により構成する。

- 一 基盤研究部長
- 二 基盤研究副部長
- 三 部門長
- 四 基盤研究部に所属する研究教育職員
- 五 管理部長
- 六 その他基盤研究部長の推薦に基づき所長が指名した者

(議長)

第 3 条 会議に議長を置き、基盤研究部長をもって充てる。

2 議長は基盤研究部会議を招集する。

(運営)

第 4 条 会議は、第 2 条に定める構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、研究支援課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 総合地球環境学研究所研究基盤国際センター会議規則(平成 28 年 4 月 1 日制定)

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。